

議員提出議案第2号

中間市議会委員会条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年4月9日

提出者	中間市議会議員	掛田 るみ子
賛成者	〃	原田 隆博
〃	〃	田口 澄雄
〃	〃	安田 明美
〃	〃	堀田 英雄
〃	〃	中野 勝寛
〃	〃	下川 俊秀

[提案理由]

常任委員会の委員の定数を改めるため改正するものである。

## 中間市議会委員会条例の一部を改正する条例

中間市議会委員会条例(昭和42年中間市条例第12号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「総合政策委員会 7人」を「総合政策委員会 6人」に改め、「産業消防委員会 6人」を「産業消防委員会 7人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策委員会 6人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総務部の所管に属する事項</li> <li>(2) 教育委員会の所管に属する事項</li> <li>(3) 議会事務局の所管に属する事項</li> <li>(4) 監査委員の所管に属する事項</li> <li>(5) 選挙管理委員会の所管に属する事項</li> <li>(6) 会計課の所管に属する事項</li> <li>(7) 他の常任委員会の所管に属しない事項</li> </ol> <p>市民厚生委員会 6人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民部の所管に属する事項</li> <li>(2) 保健福祉部の所管に属する事項</li> <li>(3) 市立病院の所管に属する事項</li> </ol> <p>産業消防委員会 7人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建設産業部の所管に属する事項</li> <li>(2) 農業委員会の所管に属する事項</li> <li>(3) 上下水道局の所管に属する事項</li> <li>(4) 消防本部の所管に属する事項</li> </ol>	<p>本則</p> <p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策委員会 7人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総務部の所管に属する事項</li> <li>(2) 教育委員会の所管に属する事項</li> <li>(3) 議会事務局の所管に属する事項</li> <li>(4) 監査委員の所管に属する事項</li> <li>(5) 選挙管理委員会の所管に属する事項</li> <li>(6) 会計課の所管に属する事項</li> <li>(7) 他の常任委員会の所管に属しない事項</li> </ol> <p>市民厚生委員会 6人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民部の所管に属する事項</li> <li>(2) 保健福祉部の所管に属する事項</li> <li>(3) 市立病院の所管に属する事項</li> </ol> <p>産業消防委員会 6人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建設産業部の所管に属する事項</li> <li>(2) 農業委員会の所管に属する事項</li> <li>(3) 上下水道局の所管に属する事項</li> <li>(4) 消防本部の所管に属する事項</li> </ol>